

炊き出し等の災害時支援に関する協定書

坂出市(以下「甲」という。)と、株式会社坂出スクールランチパートナーズ(以下「乙」という。)とは、坂出市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、炊き出し等の支援に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、坂出市内の災害時において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

(協力事項及びその実施)

第2条 乙は、次に掲げる甲の実施事項について協力するものとする。

- (1) 給食センターに備蓄されている食材等を利用した炊き出しの実施
 - (2) 甲が開設した避難所におけるレスキューフードビークル(以下「災害支援車」という。)による炊き出しの実施
 - (3) 避難所開設が困難な地域における災害支援車による炊き出しの実施
 - (4) 炊き出しの実施に係る食材等の関連会社からの調達
 - (5) 災害時の市民支援に係る初期対応
 - (6) その他甲が指定する支援
- 2 前項各号についての乙の協力は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対する要請をもって実施される。
- 3 第1項各号に定める事項に対する協力は、災害時の緊急対応であることを考慮し、対応可能な範囲内で協力するものとする。

(要請手続等)

- 第3条 甲の乙に対する第2条第2項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

- 第4条 第3条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。
- 2 乙が炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 3 乙が炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 4 乙が炊き出しを行う場合、必要に応じて咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。

(実績報告)

第5条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(費用の負担)

- 第6条 乙が第3条の要請があった業務について提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。
- 2 乙が第3条による要請があった業務を災害支援車にて実施する場合の移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。ただし、移動が広範に渡る場合等、通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

(平時の取り組み)

第8条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、乙が対応可能な被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(法令の順守)

第10条 この協定の施行に当たっては、関係法令等を順守するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

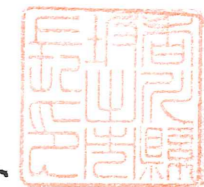
第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、随時協議を行うものとし、この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 8 月 3 日

甲 香川県坂出市室町二丁目3番5号
坂出市

有 福 哲 二



乙 香川県坂出市旭町三丁目1番4号
株式会社坂出スクールランチパートナーズ
代表取締役

岩 東 光 男

